

## 第 8 節 公害防止に係る助成と管理者制度

### 第 1 工場の適正配置及び集団化の促進

過密地域に生じている公害問題の除去と、併せて住工混在の解消を図り、計画的な地域開発を推進するためには住工が混在している地域から工業専用地域への工場等の移転や、工場適地への工場の進出を促進する必要がある。府では工場の集団化や助大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業を促進するとともに、計画的な産業の立地を促進するために必要な資金を融資した。

平成 5 年度の事業実績は 2-52 表のとおりである。

2-52表 産業立地適正化融資事業実績（平成 5 年度）  
（単位：千円）

貸付実績額	貸付利率	貸付件数	貸付期間
390,000	3.7 %	4 件	15年

注：貸付利率は平成 5 年 4 月 1 日現在のものであり、経済情勢の変化に伴い変動する。

### 第 2 中小企業に対する公害防止資金の融資

#### 1 公害防止資金特別融資

府では、中小企業公害防止資金特別融資制度を設け、公害防止資金の融資及び利子補給により、公害防止施設の設置・改善・工場移転及び低公害車の購入等の公害防止対策の促進に努めた。

平成 5 年度の融資実績は、融資件数 55 件、融資金額 5 億 3,290 万円である（2-53 表）。

2-53表 施設別融資実績の推移  
（単位：千円）

施設別 区分	平 元		2		3		4		5	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
ばい煙、ガス、 粉じん処理施設	13	240,200	8	97,720	13	263,500	14	418,900	6	118,600
汚水処理施設	10	187,600	9	164,100	14	326,200	6	157,500	8	102,000
騒音・振動 防 止 施 設	5	137,900	5	44,340	9	326,100	3	140,000	1	40,000
産業廃棄物 処 理 施 設	3	32,400	2	42,500	3	103,900	1	15,000	2	10,200
低 公 害 車	2	1,900	2	2,600	3	7,700	9	41,600	38	262,100
合 計	33 ( 4 )	600,000 (131,900)	26 ( 2 )	351,260 ( 30,040)	42 ( 5 )	1,027,400 (287,100)	33 ( 2 )	773,000 (120,000)	55 ( 0 )	532,900 ( 0 )

（注）（ ）内は工場移転に係るものを示す。

## 2 中小企業設備近代化資金等の貸付

中小企業における設備の近代化あるいは企業構造の高度化を図るため、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業事業団法に基づき、中小企業設備近代化資金貸付制度、中小企業設備貸与制度、中小企業高度化資金貸付制度が設けられている。

平成5年度における公害関係の貸付実績は、2-54表のとおりである。

なお、中小企業設備貸与制度、中小企業高度化資金の公害関係の貸付は、平成5年度は実績がなかった。

2-54表 中小企業設備近代化資金貸付実績（平成5年度）  
（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
汚 水 処 理 関 係	1	7,300
産 業 廃 棄 物 処 理 関 係	3	25,046
大 気 汚 染 防 止 関 係	0	0
オ ゾ ン 層 保 護 関 係	1	20,600
ガ ス 関 係	3	63,373
合 計	8	116,319

## 第3 公害防止技術の相談・指導

### 1 公害防止技術の指導

産業技術総合研究所において、府下の中小企業を対象に公害防止技術についての相談、指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

平成5年度におけるこれらの指導件数は、2-55表のとおりである。

2-55表 産業技術総合研究所における公害防止技術相談・指導件数（平成5年度）

区 分	件 数
大 気 汚 染 関 係	15
水 質 汚 濁 関 係	47
騒 音 ・ 振 動 関 係	263
産 業 廃 棄 物 関 係	145
環 境 技 術 一 般	0
合 計	470

## 2 環境計量証明事業関係事務の実施

計量検定所において、計量法に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との連携を密にして、環境計量の適正化に努めた。

平成6年3月31日現在における環境計量証明事業の登録数は2-56表のとおりである。

2-56表 環境計量証明事業登録数  
(平成6年3月31日現在)

登録区分	登録数
濃度	89
音圧レベル	66
振動加速レベル	20
合計	175

#### 第4 特定工場における公害防止組織の整備

工場における公害防止組織の整備を図るため、特定工場を設置している者は当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びそれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられている。平成6年3月31日現在における府下928工場からの届出状況は、2-57表のとおりである。

また、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、大阪府公害防止管理者等研修会を開催した。

2-57表 公害防止統括者等の届出状況  
(平成6年3月31日現在)

種類		届出数		
		統括者等	統括者等代理者	
公害防止統括者		684 ( 382) 人	627 ( 325) 人	
公害防止主任管理者		12 ( 2)	12 ( 2)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	10 ( 1)	7 ( 1)
		第2種	61 ( 33)	48 ( 24)
		第3種	113 ( 38)	110 ( 35)
		第4種	229 ( 67)	207 ( 58)
	水質関係	第1種	11 ( 7)	7 ( 4)
		第2種	147 ( 76)	122 ( 57)
		第3種	15 ( 2)	17 ( 1)
		第4種	92 ( 12)	87 ( 12)
	騒音関係		261 ( 240)	136 ( 113)
	一般粉じん関係		101 ( 29)	80 ( 24)
	特定粉じん関係		22 ( 4)	15 ( 4)
	振動関係		279 ( 253)	140 ( 114)
	計		1,341 ( 762)	976 ( 447)
合計		2,037 ( 1,146)	1,615 ( 774)	

(注) ( )内は、市町村長の権限に係るもので内数である。

## 第5 市町村の公害防止行政に対する助成

公害規制を迅速かつ的確に行うためには、地域と最も密接な関連を有する市町村との協力関係を確立するとともに、府公害防止条例に基づく事務の一部を市町村長に委任して、地域の特性に応じた有効かつ円滑な公害行政の推進を図る必要がある。

府では、この事務委任に伴う経費を交付するとともに、市町村における公害監視機能の整備充実を図るために必要な助成措置等を講じている。

### 1 公害防止事務費交付金の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、平成5年度には、大阪市ほか43市町村に対し、総額1億1,470万円を交付した。

### 2 市町村施設整備資金貸付金の貸付

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、下水道整備を行う市町村及び一般廃棄物処理施設を整備する市町村に対し、39億7,800万円を貸付けた。

### 3 市町村職員公害防止技術研修の実施

市町村の公害担当職員の資質向上に資するため、公害監視センターにおいて公害防止技術研修を実施した（研修期間：平成5年9月・10月）。研修科目の延べ受講者数は表2-58表のとおりであった。

2-58表 市町村職員公害防止技術研修受講者数（平成5年度）

科 目	講 義	実 習				合 計
		水 質 分 析	排 ガ ス 等 の 分 析	騒 音 測 定 分 析	小 計	
受 講 者 数 (人)	469	7	1	14	22	491